

○ 経済産業省
国土交通省 告示第 号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第七十二条の規定に基づき、鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日
経済産業大臣 名
国土交通大臣 名

鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示
鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件（昭和四十一年通商産業省・運輸省告示第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
-----	-----

一 鉄道車両に固定する容器（超低温容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）の容器検査における規格は、容器保安規則（以下「規則」という。）第七条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

1 ～ 6 （略）

7 胴又は鏡板に穴を設けるときは、日本産業規格 B 8 2 6 5 （2 0 1 7）圧力容器の構造—一般事項に定めるところにより補強すること。

一 鉄道車両に固定する容器（超低温容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）の容器検査における規格は、容器保安規則（以下「規則」という。）第七条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

1 ～ 6 （略）

7 胴又は鏡板に穴を設けるときは、日本工業規格 B 8 2 7 2 （1993）圧力容器の穴補強に定めるところにより補強すること。

8 (略)

9 マンホールの平形ふた板の肉厚は、日本産業規格 B 8 2 6 5 (2 0 1 7) 圧力容器の構造—一般事項に定めるところによること。ただし、設計圧力は、規則第二条第二十五号の最高充填圧力とする。

10 ・ 11 (略)

11 鉄道車両に固定する超低温容器の容器検査における規格は、規則第七条第一項並びに前項第一号、第三号から第五号まで及び

8 (略)

9 マンホールの平形ふた板の肉厚は、日本工業規格 B 8 2 7 5 (1993) 圧力容器のふた板に定めるところによること。ただし、設計圧力は、規則第二条第二十五号の最高充てん圧力とする。

10 ・ 11 (略)

11 鉄道車両に固定する超低温容器の容器検査における規格は、規則第七条第一項並びに前項第一号、第三号から第五号まで及び

第七号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

1 (略)

2 胴板及び鏡板の肉厚は、内槽にあつては規則第三条第二号に定めるところによること。外槽にあつては日本産業規格 B 8 2 6 5 (2 0 1 7) 圧力容器の構造—
一般事項に定めるところにより計算した数値 (その数値が六ミリメートル未満のときは、六ミリメートル) 以上であること。

第七号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

1 (略)

2 胴板及び鏡板の肉厚は、内槽にあつては規則第三条第二号に定めるところによること。外槽にあつては日本工業規格 B 8 2 7 1 (1993) 圧力容器の胴及び鏡板に定めるところにより計算した数値 (その数値が六ミリメートル未満のときは、六ミリメートル) 以上であること。

3 ～ 6 （略）

三 （略）

四 鉄道車両に固定する容器（圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）に装置される附属品の附属品検査における規格は、規則第十七条第一項（第七号を除く。）に規定するもののほか、安全弁については、第一号又は第二号に掲げるものとし、外観検査、耐圧試験、気密試験及び性能試験は、全数の附属品について行うものとする。

3 ～ 6 （略）

三 （略）

四 鉄道車両に固定する容器（圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）に装置される附属品の附属品検査における規格は、規則第十七条第一項（第七号を除く。）に規定するもののほか、安全弁については、第一号又は第二号に掲げるものとし、外観検査、耐圧試験、気密試験及び性能試験は、全数の附属品について行うものとする。

- 1 日本産業規格 B 8 2 6 6 (2 0 0 6)
圧力容器の構造―特定規格に定めるところにより計算した数値以上の吹き出し容量を有するベネ式のものであつて、当該安全弁が装置される容器に充填される高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の七十パーセント以上八十パーセント以下の圧力で吹き出し、かつ、停止するものであること。
- 2 ベネ式のものであつて、当該安全弁が装置される容器に充填される液化ガスの

- 1 日本工業規格 B 8 2 7 0 (1993) 圧力容器に定めるところにより計算した数値以上の吹き出し容量を有するベネ式のものであつて、当該安全弁が装置される容器に充てんされる高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の七十パーセント以上八十パーセント以下の圧力で吹き出し、かつ、停止するものであること。
- 2 ベネ式のものであつて、当該安全弁が装置される容器に充てんされる液化ガス

この告示は、令和八年八月四日から施行する。

附 則

五 八 （略）

体積が容器の内槽の容積の九十八パーセント以上に膨張したときに吹き出すものであること。

五 八 （略）

の体積が容器の内槽の容積の九十八パーセント以上に膨張したときに吹き出すものであること。